

山梨県立あゆみの家の主な対話事項・課題等について

主な対話事項及び施設固有の課題を踏まえ、対応策等に関するアイデアがございましたら、積極的な御意見、御提案をお願いします。

【主な対話事項】

1. 指定管理者が行う業務

- (1) 山梨県立あゆみの家設置及び管理条例（以下条例）第3条第1号の短期入所を行う事業に関する業務
- (2) 条例第3条第2号の自立訓練を行う事業に関する業務
- (3) 前項目の利用者につき、主として夜間において、次に掲げる便宜を供与する業務
 - ① 居宅その他の設備を利用させること
 - ② 入浴、排せつ及び食事の介護
 - ③ 家事等の日常生活能力を向上させるための支援
 - ④ その他必要な支援
- (4) 施設及び設備器具の維持保全に関する業務
- (5) 利用料金の収入に係る業務
- (6) 前各項目に掲げるもののほか、知事が必要と認める業務

2. 民間ノウハウを活用した県民サービス向上に関する提案

- (1) 事業展開に関する提案
 - ・利用者の満足度向上
 - ・周辺施設との連携 等
- (2) 施設整備に関する提案
 - ・施設及び設備の新たな設置や改修 等
- (3) 事業方式に関する提案
 - ・施設への投資回収期間を見込んだ指定期間の延長
- (4) 自主事業の提案

【課題】

- ・精神障害に限らない多種多様（発達等）な利用者の特性への対応
- ・上記利用者へ対応する為の職員の育成及び人材の確保 等